

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年6月29日
【会社名】	バルテス株式会社
【英訳名】	VALTES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 真史
【本店の所在の場所】	大阪市西区阿波座1丁目3番15号
【電話番号】	(06)6534-6561(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西村 祐一
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区阿波座1丁目3番15号
【電話番号】	(06)6534-6561(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 西村 祐一
【縦覧に供する場所】	バルテス株式会社 東京本社 (東京都千代田区麹町一丁目6番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2023年6月23日開催の当社第19期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社への移行を目的として、バルテス分割準備株式会社を承継会社として、当社のソフトウェアテスト事業（教育研修に係る事業及びグループ全般の運営管理事業を除く）を承継会社に承継させるため、吸収分割契約を行うものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

持株会社への組織変更に伴い、商号の変更および事業目的の変更を行うための所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、田中真史、西村祐一、赤井祐記及び高野誠司の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、安中利彦、舟串信寛及び吉川和美の各氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、小塚武典氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるとするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とするものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しており、2020年6月30日開催の第16期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の範囲で、当社の取締役に対して年額30百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることとしているものを、監査等委員会設置会社に移行に伴い、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の報酬枠の範囲で、改めて、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式を割り当てるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	48,242	15	-	(注)1	可決 99.54
第2号議案	47,368	889	-	(注)1	可決 97.73
第3号議案				(注)2	
田中 真史	48,163	82	-		可決 99.37
西村 祐一	48,169	76	-		可決 99.39
赤井 祐記	48,193	52	-		可決 99.44
高野 誠司	48,195	50	-		可決 99.44
第4号議案				(注)2	
安中 利彦	47,570	675	-		可決 98.15
舟串 信寛	48,168	77	-		可決 99.39
吉川 和美	48,168	77	-		可決 99.39
第5号議案	48,206	51	-	(注)2	可決 99.46
第6号議案	48,169	88	-	(注)2	可決 99.39
第7号議案	48,171	86	-	(注)2	可決 99.39
第8号議案	48,159	98	-	(注)2	可決 99.37

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上